

平成28年第4回安堵町議会定例会会議録

(1日目)

日時 平成28年12月5日(月) 午前10時

場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 10名

1番 増井 敬史	2番 浅野 勉
3番 大星 成司	4番 森田 瞳
5番 島田 正芳	6番 中本 幸一
7番 植田 英和	8番 岡田 裕明
9番 田中 幹男	10番 福井 保夫

2 出席議員 10名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	北田 秀章
教 育 長	楮山 素伸		
統 括 理 事	寺前 高見	総 務 部 門 理 事 兼 総 務 課 長	近藤 善敬
民 生 部 門 理 事 兼 健 康 福 祉 課 長	磯部 あさみ	事 業 部 門 理 事 兼 産 業 建 設 課 長	堀口 善友
総 合 政 策 課 長	富井 文枝	税 務 課 長	中野 彰宏
住 民 課 長	堀川 雅央	人 権 同 和 対 策 課 長	大星 義博
上 下 水 道 課 長	石橋 史生	教 育 次 長	吉田 一弘
会 計 管 理 者 職 務 代 理	吉村 良昭		

5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長心得	富士 青美	書記	成瀬 博
----------	-------	----	------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会 期 の 決 定
- 第 3 委 員 長 報 告
- 第 4 発議第 1 号：安堵町議会の議員の定数条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第 1 号：職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第 2 号：一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 3 号：特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する  
条例について
- 第 8 議案第 4 号：教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正す  
る条例について
- 第 9 議案第 5 号：安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する  
条例について
- 第 10 議案第 6 号：安堵町税条例の一部を改正する条例について
- 第 11 議案第 7 号：安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 12 議案第 8 号：安堵町一時預かり事業の実施に関する条例の制定について
- 第 13 議案第 9 号：安堵町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について
- 第 14 議案第 10 号：町道路線の認定について
- 第 15 議案第 11 号：町道路線の変更について
- 第 16 議案第 12 号：町道路線の廃止について
- 第 17 議案第 13 号：奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良  
県市町村総合事務組合同約の変更について
- 第 18 議案第 14 号：奈良広域水質検査センター組合への加入について
- 第 19 議案第 15 号：平成 28 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 8 号）について
- 第 20 議案第 16 号：平成 28 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第 3 号）につい  
て
- 第 21 議案第 17 号：平成 28 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 1 号）について
- 第 22 議案第 18 号：平成 28 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正  
第 3 号）について
- 第 23 諸般の報告

-----  
開 会  
午前10時00分  
-----

議長（森田 瞳） おはようございます。ただいまより、平成28年第4回安堵町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

西本町長より、招集の挨拶をお受けいたします。

町長（西本 安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） みなさま、おはようございます。

日本各地から、例年になく早い初雪、初冠雪の便りが届き、安堵町にも冬の訪れを感じるようになってまいりました。そんな折ではございますが、平成28年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御出席を賜り、ありがとうございます。

本年は、町制30周年の記念すべき年であり、去る4月23日には、記念式典を挙行いたしました。その後、各種行事には、町制30周年記念というタイトルの下に、盛大に執り行うことができました。

これもひとえに、議員各位や諸団体の協力の賜物であると、感謝いたしております。

来年も、さらに安堵町が活性化していくよう、町政も頑張っている所存でございます。

それでは、本日提案させていただきます、案件でございますが、条例制定並びに一部改正が9件、町道路線の認定、変更、廃止が3案件。奈良県市町村総合事務組合の規約の変更、奈良広域水質検査センター組合への加入、及び平成28年度補正予算が4件の合計18件でございます。

それでは、順を追って概要を説明いたします。

まず、議案第1号は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

次に、議案第2号は、「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」

でございます。

次に、議案第3号は、「特別の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

議案第4号は、「教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

以上、四つの議案は、法の改正に準じ、所要の改正を行うものでございます。

次に、「安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。期末手当等の法の改正、及び特別職報酬等審議会の答申を受けての、所要の改正を行うものでございます。

議案第6号「安堵町税条例の一部を改正する条例について」でございます。地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴う、条例の改正でございます。

次に、議案第7号「安堵町国民保険税条例の一部を改正する条例について」は、所属税法等の一部改正に伴う条例の改正でございます。

次に、議案第8号「安堵町一時預かり事業の実施に関する条例の制定」は、事業実施に伴う条例の制定でございます。

次に、議案第9号「安堵町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について」は、農業委員会等に関する法律が改正されたことに伴う、条例の制定でございます。

次に、議案第10号「町道路線の認定について」、議案第11号「町道路線の変更について」、議案第12号「町道路線の廃止について」は、岡崎地区における市街化区域への変更と、開発行為による町道の認定、変更、廃止、及び西安堵地区の町道認定に係るものでございます。

議案第13号「奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合の規約の変更について」は、西和衛生試験センター組合の解散に伴う規約の変更について、議会の議決を求めるものでございます。

議案第14号についても、西和衛生試験センターの解散に伴い、新たに奈良広域水質検査センター組合に加入するためのものでございます。

次に、議案第15号「平成28年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）については、臨時福祉給付金に伴う、経費、保育園経費、保育園駐車場の整備、公営住宅改修費、人事院勧告に係る費用、及び特別会計への繰り出し金の増額補正でございます。

次に、議案第16号「安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第3号）については、療養給付費、高額療養費について増額補正をするものでございます。

次に、議案第17号「安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）については、人事院勧告に伴う増額補正でございます。

次に、議案第18号「平成28年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第3号）について」でございます。介護保険制度改正に伴い、介護保険電算システムの改修に伴う増額補正でございます。

以上、大筋について説明をいたしました。細部につきましては、その都度、担当課長より説明をさせますので、御審議願ひまして、御承認御可決賜りますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

（西本町長 降壇）

議長（森田 瞳） 挨拶終わりました。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程に従い、進めてまいります。

---

議長（森田 瞳） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、安堵町議会会議規則第120条の規定により、9番 田中幹男議員、10番 福井保夫議員を指名いたします。

両議員には、会期中よろしく願ひいたします。

---

議長（森田 瞳） 日程第2 「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から16日までの12日間にしたいと思ひます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より16日までの12日間とすることに決定いたしました。

---

議長（森田 瞳） 日程第3「委員長報告」を行います。

総務産業建設常任委員会の報告を求めます。

8番（岡田裕明） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、岡田委員長。

（岡田委員長 登壇）

8番（岡田裕明） おはようございます。8番岡田でございます。それでは、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

総務産業建設常任委員会における審議等の結果について、安堵町議会会議規則第38条の規定に基づき、報告をいたします。

本年第2回安堵町議会定例会で付託された『人口減少対策に関すること』の中で、兼ねてから調査している「下水道の早期供用開始等について」審議をするために、閉会中の10月11日に当委員会を開催いたしました。

総務産業建設常任委員会委員5名全員と、説明員として、近藤総務部門理事、堀口事業部門理事、及び石橋上下水道課長の出席を得て、町としての動きなどについて説明を受けた後、質疑を行い、活発に意見を交わしました。

同日、当件についての調査が終了しましたので、報告するものです。

笠目の富雄川西側の地区は、下水道の整備率が低い現状です。平成29年度に斑鳩町が工事認可区域を見直す際に、工事の区域を同地区まで拡大する変更を行うことについて、8月下旬に、本町担当課が斑鳩町担当課に確認されました。

また、下水道工事を進めるうえで問題となる狭隘な場所や私道については、円滑に整備が行われるように、付近の住民の理解を求める必要があります。地元区長も同行して、住民に説明し、同意形成が必要になります。

他に、本管との連結部分に勾配などの懸念事項がありますが、安堵町としても、一日も早い接続を前向きに進めるようお願いいたします。

次に、11月18日に視察した島根県邑南町に対する質問事項について協議いたしました。

「空き家活用事業」に関する質問として、改修補助事業に関して3点、また、「生活交通確保対策事業」についての質問は、バス運行前の問題点、利便性向上のための今後の計画等5点にまとまりました。

事前に、安堵町の現況を知ったうえで質問したいため、勉強会を開催し、本町の空き家対

策及び生活交通確保事業に関する実態について、担当課から説明をしていただくことに決定しました。

以上、総務産業建設常任委員会委員長報告といたします。以上でございます。

(岡田委員長 降壇)

議長(森田 瞳) ありがとうございました。

次に、文教厚生常任委員会の報告を求めます。

5番(島田正芳) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい、島田委員長。

(島田委員長 登壇)

5番(島田正芳) おはようございます。5番島田正芳でございます。

文教厚生常任委員会委員長報告。

文教厚生常任委員会における審議等の結果について、安堵町議会会議規則第38条の規定に基づき、報告いたします。

文教厚生常任委員会におきましても、本年第2回安堵町議会定例会で付託された『人口減少対策に関すること』の中で、兼ねてから調査していた「特色ある教育行政の実現等について」は、10月13日(木)に当調査を終了いたしました。

文教厚生常任委員会委員5名全員と、説明員として、楮山教育長、磯部民生部門理事、堀川住民課長、吉田教育次長、及び辰己指導主事の出席を得て、町行政の動きなどについて説明を受けた後、積極的に質疑を行い、意見を交わしました。

まず、「特色ある教育行政について」ですが、全国・奈良県学力・学習状況調査の結果において、安堵小学校は、奈良県平均より低い比率が出ております。安堵中学校は、実施年度によりますが、今回は平均よりやや低い比率が表れている教科もありました。

今後は、教育委員会委員、学校管理職、教務主任等で協議・検討し、現在、弱点と思われる読解力の向上にも取り組む姿勢を強調されました。

まず、学習状況調査において、全国的に家庭学習の時間が非常に少ない、という結果が出ており、町教育委員会として家庭学習について再調査・点検を行ったうえで、奈良県教育委員会事務局が作成した家庭学習の手引きを参考に、本町の実情を加味した手引書を作成して、

各家庭に配布し、学校現場としても指導に生かしていく必要がある、と考えられています。

当文教厚生常任委員会としては、本町の学校において、子ども達に更なる基礎・基本が身に付く公教育が提供されることを期待するところであります。

継続調査の2点目として、「し尿処理業者に対する『下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法』による補償について」ですが、下水道接続事業の促進とし尿処理業者に対する代替補償について」の関連事項があげられました。費用対効果も考慮しながら、できるだけ早期に、町行政として今後の方針を明らかにされることを求めます。

次に、11月18日に視察した島根県邑南町に対する質問事項等について協議しました。当文教厚生常任委員会としては、「日本一の子育て村構想」を掲げている視察先に、社会教育委員会の運営、学校支援ボランティア活動、子育て支援・家庭教育支援事業など7項目について説明を求めることにしました。

視察に際して、事前に、生涯学習に関し、安堵町の現状を知ったうえで視察先の取り組みを聞く形が望ましいと思われるため、勉強会を開催し、担当部署から説明をしていただくことに決定しました。

以上、文教厚生常任委員会委員長報告といたします。

(島田委員長 降壇)

議長(森田 瞳) 委員長、ありがとうございました。

---

議長(森田 瞳) 次に、日程第4 発議第1号「安堵町議会の議員の定数条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本件について、提案説明を求めます。

1番(増井敬史) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい、増井議員。

(増井議員 登壇)

1番(増井敬史) 1番、増井敬史でございます。



発議第1「安堵町議会の議員の定数条例の一部を改正する条例について」説明いたします。  
安堵町議会は、議員の定数につきまして、これまで幾度と全議員で検討を重ねてまいりました。

最近の人口と議員定数を比較し、住民から定数の削減について、各議員に訴えておられることも現状です。

安堵町議会では、昭和62年一般選挙で議員定数を「16人」から「14人」に、平成19年に「14人」から「12人」に、平成23年に「12人」から「10人」に改め、今日に至っています。

過去の定数改定時の人口につきましても、昭和62年4月1日現在7千295人、平成19年4月1日現在8千146人、平成23年4月1日現在7千887人で、平成28年12月1日現在7千581人と、極めて人口減少には憂慮すべき事態と受け止めています。

他町村における状況を見ましても、定数の改定が相当なされております。

また、日本経済が低迷している中、緩やかな回復基調がある、との見方がありますが、町の行財政や議会に対する住民の目は、依然と厳しいところがあります。

定数を減らし、議員各々がその役割を効率的に果たしていくよう努力すべきであると考えます。

以上の理由から、安堵町議会議員の定数を、現行の10人から1人減員するために、当該条例の改正を行うよう、発議いたします。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

本則中の「10人」を「9人」に改めるものです。なお、施行期日につきましては、「次の一般選挙から」といたします。

では、議案書を朗読いたします。

発議第1号

安堵町議会の議員の定数条例の一部を改正する条例について

安堵町議会の議員の定数条例(昭和41年安堵村条例第2号)の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成28年12月5日提出

提出者 安堵町議会議員 増井 敬史

賛成者 安堵町議会議員 岡田 裕明

島田 正芳

森田 瞳

1番(増井敬史) 本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。議員の皆様には、御審議、御賛同のほど、よろしくお願いいたします。

(増井議員 降壇)

議長(森田 瞳) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより、発議第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） 起立全員です。お座りください。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

---

議長（森田 瞳） 続いて、日程第5 議案第1号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案についての提案の理由を求めます。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、近藤総務課長。

(近藤総務課長 登壇)

総務課長（近藤善敬） 改めまして、おはようございます。総務課の近藤でございます。

それでは、議案第1号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」御説明申し上げます。

平成28年8月の人事院勧告により、家族の介護が必要な時期に、男女共に離職することなく、働き続けることができるよう、仕事と家庭が両立できる社会の実現を目指すことを目的とした、国家公務員の介護休暇について見直しされました。

従前は、介護休暇の取得日数を連続して取得するものでございましたが、一つの介護状態ごとに、6ヶ月の範囲内で3回以下に分割して取得できるように、また、新たに連続する3年以下で1日につき2時間以下で勤務しないことを承認できる、介護時間制度が創設されました。

この国家公務員に係る職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部を改正する法律が、平成28年11月16日に可決されたことで、国に準じ、所要の改正を行うものでございます。

議案書後ろの、新旧対照表1ページを御覧ください。

第11条。「介護休暇」を「介護休暇及び介護時間」に改めるものでございます。

次に第15条第1項。介護休暇の分割について、職員の申出に基づき、職員が介護休暇を請求できる期間を指定。一つの要介護状態ごとに、3回以下且つ合計6ヶ月以内の範囲で、

指定できるよう改めます。

また、経過措置として改正日に、介護休暇の初日から起算して6ヶ月を経過しないものについても、改正後に残余の期間を分割して取得できるように措置されます。

第15条の2では、職員が介護のため、勤務しないことが相当であると認められる場合、連続する3年以下、1日につき2時間以下で勤務しないことを承認できる仕組みを新設いたします。

次に、2ページを御覧ください。

同条、第3項では、承認され勤務しなかった時間の給与は、減額扱いとなることを規定しております。

第16条。「介護休暇」を「介護休暇及び介護時間」に、文言の改めでございます。

なお、この条例の施行日は、平成29年1月1日でございます。

それでは議案書第1号を朗読いたします。

#### 議案第1号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年安堵町条例第10号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成28年12月5日提出

安堵町長 西本 安博

総務課長（近藤善敬） なお、以下本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。御審議いただき、御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

（近藤総務課長 降壇）

議長（森田 瞳） はい。これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」のと呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」のと呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立全員です。お座りください。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（森田 瞳） 続いて、日程第6 議案第2号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第9 議案第5号「安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。

これについて、異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、日程第6 議案第2号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第9 議案第5号「安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題といたします。

本案についての提案理由を求めます。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、近藤総務課長。

(近藤総務課長 登壇)

総務課長(近藤善敬) それでは、議案第2号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第3号「特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第4号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第5号「安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」、以上、4議案について一括して御説明申し上げます。

これは平成28年8月の人事院勧告により、国家公務員の俸給表、勤勉手当の支給割合を改正する一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が、また、期末手当の支給割合を改正する特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が、国会において平成28年11月16日に可決されました。これに伴いまして、国に準じて、安堵町の一般職の職員の給料表、勤勉手当の支給割合について、また安堵町の特別職、教育長、議会議員の期末手当等について所要の改正を行うものでございます。

まず、議案第2号でございます。「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

新旧対照表後ろの方、2ページから5ページを御覧ください。

給料表の改正につきましては、平均改定率0.2%、400円の引き上げを基本とした改正でございます。

初任給につきましては、1千500円、若年層についても同額程度の引き上げとなっております。

次に、12月支給分の勤勉手当の支給割合の改正でございます。

新旧対照表、戻っていただきまして1ページを御覧ください。

一般職について、100分の80を100分の90に、0.1月分。再任用職員については、100分の37.5を100分の42.5に、0.05月分引き上げるものでございます。

次に、新旧対照表6ページ、1番最後のページを御覧ください。

第16条第2項、翌年度の勤勉手当につきましては、今年度の支給率の引き上げ分を6月期と12月期に分割し、支給するという改正でございます。これによりまして、一般職につきましては、6月期100分の80を100分の85に0.05月分引き上げ、12月期100分の90を100分の85にするものでございます。

また、再任用職員につきましても、6月期100分の37.5を100分の40に0.025月分引き上げ、12月期100分の42.5を100分の40に改めるものでございま

す。

なお、この条例は公布の日から施行し、給料表の改正と12月期の勤勉手当の支給割合の改正につきましては、平成28年4月1日に遡及して適用されます。

なお、翌年度にかかる勤勉手当の支給割合の改正は、平成29年4月1日からの施行となります。

それでは、議案書を朗読いたします。

## 議案第2号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年安堵村条例第3号)の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成28年12月5日提出

安堵町長 西本 安博

総務課長(近藤善敬) なお、本文につきましては、先ほどの説明と重複しますので割愛させていただきます。

続きまして議案第3号でございます。「特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の可決により、国に準じて、安堵町の特別職の期末手当の支給割合について、所要の改正を行うものでございます。

議案第3号の新旧対照表、後ろの方の1ページを御覧ください。

12月支給分の期末手当の支給割合の改正でございます。

第6条期末手当の支給割合について、100分の165を100分の175に0.1月分引き上げるものでございます。

次に2ページを御覧ください。翌年度の期末手当につきましては、6月期と12月期に分割して支給するという改正でございます。これにより、6月期100分の150を100分の155に0.05月分引き上げ、12月期に100分175を100分の170に改めるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行し、12月の期末手当の支給割合の改正につきまして

は、平成28年12月1日からの適用となります。また、翌年度にかかる期末手当の支給割合の改正は、平成29年4月1日からの施行となります。

それでは議案書を朗読いたします。

### 議案第3号

特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で乗員のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和43年安堵村条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成28年12月5日提出

安堵町長 西本 安博

総務課長（近藤善敬） なお、本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

続きまして、議案第4号でございます。「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

これにつきましても、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の可決に伴いまして、国に準じて、安堵町教育長の期末手当の支給割合について、所要の改正を行うものでございます。

議案書後ろの方の新旧対照表の1ページを御覧ください。

12月支給分の期末手当の支給割合の改正でございます。

第2条第3項、期末手当の支給割合100分の165を100分の175に0.1月分引き上げるものでございます。

次に、2ページを御覧ください。翌年度の期末手当につきましては、6月期と12月期に分割し、支給するという改正でございます。これにより、6月期100分の150を100分の155に0.05月分引き上げ、12月期100分の175を100分の170に改正するものでございます。

なお、この条例につきましても、公布の日から施行し、12月期の期末手当の支給割合の改正につきましては、平成28年12月1日からの適用となります。また、翌年度にかかる期末手当の支給割合の改正は、平成29年4月1日からの施行となります。



それでは議案書を朗読いたします。

#### 議案第4号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和43年安堵村条例第3号)の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成28年12月5日提出

安堵町長 西本 安博

総務課長(近藤善敬) 本文につきましても、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

最後に、議案第5号「安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

これにつきましても、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の可決に伴い、国に準じて、特別職の期末手当と同様の支給割合を適用しております、安堵町の議会議員の期末手当について、所要の改正を行うものでございます。

また、議会議員の報酬額につきましては、平成28年11月15日の安堵町特別職報酬等審議会で審議され、11月15日付けで審議会会長から、議員報酬額の改正にかかる答申が出されたことにより、報酬額について所要の改正を行うものでございます。

議案書後ろ、1ページを御覧ください。新旧対象表1ページを御覧ください。

12月支給分の期末手当の支給割合の改正でございます。

第7条第2項、期末手当の支給割合について、100分の165を100分の175に0.1月分引き上げるものでございます。

次に、2ページを御覧ください。

第7条第2項、翌年度の期末手当について、6月期と12月期に分割して支給するという改正でございます。これにより、6月期100分150を100分の155に0.05月分引き上げ、12月期100分の175を100分の170に改正するものでございます。

次に、議会議員の報酬額について、平成28年11月15日に開催されました安堵町特別

職報酬等審議会において町長から諮問されました、議会議員の報酬額について、次のとおり答申がありましたので、答申に基づき改正するものでございます。

安堵町議会の議員報酬額について、議会の議員の報酬額については次のとおりとすることが適当である。

議長、変更前月額30万5千円、変更後月額として33万円。

副議長、変更前月額26万円、変更後月額28万円。

議員につきましては、変更前月額25万円、変更後月額27万円。

報酬額の改定の実施時期につきましては、平成29年4月1日とする事が適当である。また、安堵町特別職報酬等審議会は、安堵町内に在住するもので、各種行政委員等に携わる者からなる5名の委員構成で、平成28年11月10日に設置され、特別職の報酬額等の見直し検討に関し、諮問を受け、議員報酬の見直しの検討を行いました。

議員報酬額については、平成8年に実施した、特別職報酬等審議会から今回までの間、特別職一般職の給与改定等がありましたが、議員報酬については、それ以降改定されないまま現在に至っている。なお、審議会の中で、議員定数の削減と時期を同じくして、報酬額を引き上げるべきではないかという意見もあった。今回、安堵町と類似団体の議会議員報酬額等の比較、並びに検討したところ、川西町が安堵町と同規模の人口、議員定数であることに鑑み、議長、副議長、議員について同程度の水準に引き上げることが適当であり、更なる町政の発展のため、議員各位の研鑽を期待するものとする。

終わりに、今回の改定については、現在、任期期間中の増額ではあるが、今後議員定数の削減とその他行政委員等の報酬額等についても検討し、定期的に当審議会を開催するなど、本町の財政状況や、他市町村の動向などを見極めていく必要があると考え、意見として申し添える、というものでございました。

新旧対照表、最後2ページを御覧ください。

議長、月額30万5千円を33万円に、副議長、月額26万円を28万円に、議員、月額25万円を27万円に、改めるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行し、12月期の期末手当の支給割合の改正については、平成28年12月1日からの適用となりますが、翌年度にかかる期末手当の支給割合の改正及び議員報酬額の改正は、平成29年4月1日からの施行となります。

それでは議案第5号、安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を朗読させていただきます。

議案第4号

安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成20年安堵町条例第13号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成28年12月5日提出

安堵町長 西本 安博

総務課長（近藤善敬） なお、本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

なお、議案第2号から第5号までの四つの議案について、一括して説明をさせていただきました。御審議いただき、御可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

（近藤総務課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより、議案第2号から議案第5号まで、議案ごとに、質疑、討論、採決を行います。

議長（森田 瞳） 議案第2号について、質疑を行います。  
質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なしと認めます。

これより、議案第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立全員です。お座りください。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) 次に、議案第3号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) なしと認めます。

これより討論を行います。

ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより、議案第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立全員です。お座りください。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) 次に、議案第4号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。  
これより、議案第4号を採決します。  
この採決は起立によって行います。  
本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立全員です。お座りください。  
よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) 次に、議案第5号について質疑を行います。  
質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。  
これより、議案第5号を採決します。  
この採決は起立によって行います。  
本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立全員です。お座りください。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

議長(森田 瞳) 続いて、日程第10 議案第6号「安堵町税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案についての提案の理由を求めます。

税務課長(中野彰宏) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい、中野税務課長。

(中野税務課長 登壇)

税務課長(中野彰宏) おはようございます。税務課中野です。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、議案第6号「安堵町税条例の一部を改正する条例について」を説明させていただきます。

本改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第13号)等が公布されたことに伴いまして、本条例を所要の改正を行うものでございます。

主な改正につきましては、一つ目は、個人及び法人の町民税について、修正申告等の場合における延滞金の計算の基礎となる期間について、修正申告等の状況に応じて見直しを行うもの。二つ目は、個人の町民税についてセルフメディケーション、自主服薬の推進のための一般用医薬品等に関する所得控除制度の創設。三つ目は、同じく、個人の町民税につきまして、特例適用利子等及び、特例適用配当等を有する者に対し、当該特例利子等及び特例配当等の額にかかる所得を分離課税するものでございます。

それでは、新旧対照表により説明させていただきます。

議案書8枚目、新旧対照表の1ページを御覧ください。

第19条(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金にかかる延滞金)について。

次のページ、第43条(普通徴収に係る個人の町民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収)。

次のページの第43条、すみません、第48条（法人の町民税の申告納付）。

次、5ページ下段の第50条（法人の町民税に係る不足税額の納付の手続）。

これらにつきましては、個人及び法人住民税につきまして、当初期限内に申告書が提出されており、期限後に納付すべき税額を減少させる更正があったのちに、修正申告の提出または納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、当初の納付すべき税額に達する部分につきましては、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとされたことに伴う、所要の改正でございます。

7ページ下段、附則第6条につきまして、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例を規定するものでございまして、平成30年度の個人の町民税の課税分から適用し、適切な健康管理の下で、医療用医薬品からの代替を進める観点から、特定健診、事業主健診、がん検診などを受診されている方が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間で、スイッチOTC医薬品、医療用から転用された医薬品を購入した費用が、年間1万2千円を超える額、8万8千円を限度とし、各年分で所得控除できる特例が創設されました。ただし、従来の医療費控除とどちらか一方のみの適用ということになります。

8ページ、附則第20条の2でございます。これは個人の町民税につきまして、日本と台湾との間で租税取り決めが締結されたことを受けまして、外国居住者等の所得に対する、相互主義による所得税等の非課税等に関する法律が一部改正されまして、規定する特例適用利子等及び特例適用配当等を有する者に対し、当該特例適用利子等及び特例適用配当等の額にかかる所得を、申告分離課税として新設規定するものでございます。

11ページ、下段ですけども、附則第20条の3につきましては、前条の新設に伴う条ずれでございます。

戻っていただきまして、本文の10ページをお願いします。

附則施行期日第1条におきまして、この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、安堵町税条例附則第6条の規定改正及び次条第2項の規定につきましては、平成30年1月1日から施行するということでございます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第6号

安堵町税条例の一部を改正する条例について

安堵町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成28年12月5日提出

安堵町長 西本 安博

税務課長（中野彰宏） 本文以下につきましては、先ほどの説明と重複しますので、割愛させていただきます。御審議、御可決のほどよろしくお願いいたします。

（中野税務課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立全員です。お座りください。



よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

議長（森田 瞳） 日程第11 議案第7号「安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案についての提案の理由を求めます。

住民課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、堀川住民課長。

（堀川住民課長 登壇）

住民課長（堀川雅央） おはようございます。住民課の堀川でございます。

それでは、議案第7号「安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」説明させていただきます。

本件につきましては、先ほど税務課長が3番目に説明しましたように、外国人等の国際運輸業にかかる所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律等が改正されたことによりまして、新たな分離課税区分が創設され、特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額が加えられ、申告義務が課せられました。この申告により、国保税の課税基準となる所得に加えられることになりましたので、国民健康保険税条例においても所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、議案書の新旧対照表をお願いいたします。

附則第9項の次に第10項として、特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例について、追加。第11項として、特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例について追加いたしました。改正前の第10項以降の項を2項ずつ、繰り下げさせていただいています。

なお、この条例の施行日につきましては、準則のとおり、所得税法の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第1号第5項、第5号に掲げる規定の施行の日からとさせていただきます。なお、この日は平成29年1月1日となります。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第7号

安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成28年12月5日提出

安堵町長 西本 安博

住民課長（堀川雅央） 次のページ以降の本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。御審議、御可決のほどよろしく願いいたします。

（堀川住民課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立全員です。お座りください。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

議長（森田 瞳） 続いて、日程第12、議案第8号「安堵町一時預かり事業の実施に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案についての提案の理由を求めます。

住民課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、堀川住民課長。

（堀川住民課長 登壇）

住民課長（堀川雅央） それでは、議案第8号「安堵町一時預かり事業の実施に関する条例の制定について」説明させていただきます。

本件につきましては、保育園等を利用していない家庭においても、日常生活の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭で保育することが困難な場合があります。また、核家族化の進行や、地域の繋がり希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的、身体的負担の軽減をするための支援が必要とされています。

こうした需要に対するため、安堵保育園において一時的に児童を預かる事業を実施するため、必要な事項を定めるものでございます。

詳細につきましては、議案書1ページをお願いいたします。

第1条では、本事業の目的について規定させていただきました。

第2条において、第1号では、非定形型保育事業について。第2号で、緊急保育事業について。第3号で私的理由による保育事業について。それぞれ事業内容及び事業日数の制限について、規定させていただいております。

第3条においては、本事業の対象児童について規定。

第4条においては、本事業の利用申請についての規定。

第5条においては、本事業の利用料金について。

第6条においては、利用料金の減免についての規定。

第7条においては、その他必要な事項について規則に委任する規定でございます。

最後に、附則によりまして、本条例の施行日につきましては、規則で定める日とさせてい

いただきました。これは現在、本事業実施のための国の地方創生加速化交付金を活用し、平成29年2月末を目処に完成予定の保育室の改修工事を進めています。早く完成すれば、早期に実施することができますので、このように定めさせていただきました。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

#### 議案第8号

##### 安堵町一時預かり事業の実施に関する条例の制定について

安堵町一時預かり事業の実施に関する条例を別紙のとおり提出する。

平成28年12月5日提出

安堵町長 西本 安博

住民課長（堀川雅央） 次のページ以降の本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。御審議、御可決のほどよろしく願いいたします。

（堀川住民課長 降壇）

議長（森田 瞳） お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第8号につきましては、先般11月30日の議会運営委員会において協議いたしました結果、条例を制定するものであり、文教厚生常任委員会に付託する旨、決定されております。

安堵町議会会議規則第36条第1項の規定により、文教厚生常任委員会に付託したいと思っております。

これについて御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、本件については文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。委員長、よろしく願いいたします。

---

議長（森田 瞳） 続いて、日程第13 議案第9号「安堵町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

産業建設課長（堀口善友） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、堀口産業建設課長。

（堀口産業建設課長 登壇）

産業建設課長（堀口善友） 産業建設課堀口でございます。

農業委員につきましては、従来選挙による委員が12名、議会推選による委員が5名、合計17名で農業委員会を構成しておりましたが、この度の農業委員会等に関する法律が改正され、農業委員の公選制がなくなりました。それに変わり、町長が議会の同意を得て任命することとされましたので、今回新たに農業委員会委員の定数を定める条例を制定するものでございます。

なお、定数につきましては、今回において見直すべき好機であると考え、17名から15名とさせていただきました。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

#### 議案第9号

安堵町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について

安堵町農業委員会の委員の定数に関する条例を別紙のとおり提出する。

平成28年12月5日提出

安堵町長 西本 安博

産業建設課長（堀口善友） 次のページを御覧ください。

安堵町農業委員会の委員の定数に関する条例。

もう短い本文ですので、朗読させていただきます。

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項の規定に基づき、安堵町農業委員会の委員の定数を定めるものとする。

(定数)

第2条 安堵町農業委員会の委員の定数は、15人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年7月20日から施行する。

(安堵町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の廃止)

2 安堵町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例（昭和32年安堵村条例第5号）は、廃止する。

(安堵町職員定数条例の一部改正)

3 安堵町職員定数条例（昭和34年安堵村条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第20条第2項」を「農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第26条第2項」に改める。

産業建設課長（堀口善友） 以上でございます。御審議、御可決のほどよろしくお願い申し上げます。

(堀口産業建設課長 降壇)

議長（森田 瞳） 本案につきまして、議案第9号につきましては、先般の11月30日の議会運営委員会において協議いたしております。その結果、総務産業建設常任委員会に付託するという旨を決定されておりますが、本日の全員協議会でのお話、そしてまた先般の議案説明会の時点では17名であったものが、今回15名に理事者側より訂正された旨もございまして、また平成32年議会の、次回でございますが、改選時には予定として13名にするということで、理事者側の、これは提案、予定でございますので、この辺のことにつきまして、議会運営委員会の委員長の、そしてまた総務産業建設常任委員会の委員長の御理解によりまして、今日この場でもって採決をするということで、御理解賜っておりますので、ただいまより、質疑を受け、そしてまた承認をとっていきたいと思いますので、どうぞ御協力よろしくお願いいたします。

本案につきましての、質疑を受け付けます。

質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

よって本件につきまして、起立でもってお諮りいたしたいと思います。

本案について賛成の方は、起立下さい。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立全員です。

よって、議案第9号は可決、承認されました。

それに伴います、議事日程、会期日程でございますけれども、12月8日に総務産業建設常任委員会、お手元でございます日程表の、午前10時、これは開催する旨の必要がなくなりましたので、この内容につきましては、削除いたしますので、御了解ください。以上です。

---

議長(森田 瞳) 続けます。

日程第14 議案第10号「町道路線の認定について」から、日程第16 議案第12号「町道路線の廃止について」までを一括議題にしたいと思います。

異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって、日程第14 議案第10号「町道路線の認定について」から、日程第16 議案第12号「町道路線の廃止について」までを一括議題といたします。

本案についての提案の理由を求めます。

産業建設課長（堀口善友） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、堀口産業建設課長。

（堀口産業建設課長 登壇）

産業建設課長（堀口善友） 失礼します。それでは、議案第10号から議案第12号までを、一括して説明申し上げます。

雇用の喪失並びに町の活性化、また税収の増収を目指して、今、岡崎地区の方で大きな開発が始まろうとしております。それに伴う、町道路線の認定並びに変更、及び廃止でございます。また、西安堵の一部において、開発に伴う公衆用道路がございますが、すでに生活用道路として広く活用され、また今後、町道として維持管理するのは、適切であると望まれる路線を認定するものでございます。

それでは、議案第10号を御覧ください。1ページを御覧ください。

路線番号353、岡崎28号線。路線番号354、岡崎29号線。路線番号355、西安堵30号線。これについては、次のページに岡崎28号線と岡崎25号線を認定する場所でございます。その次のページに、西安堵30号線、この箇所を町道認定させていただくものでございます。

今の議案第10号につきまして、議案書を朗読させていただきます。

#### 議案第10号

##### 町道路線の認定について

町道路線を別紙のとおり認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

平成28年12月5日提出

安堵町長 西本 安博



産業建設課長（堀口善友） 続きまして、議案第11号でございます。

これにつきましては、起終点の変更になってきております。路線番号178、岡崎24号線、路線番号179、岡崎25号線でございますが、次のページに変更前の位置図がございます。これを次の、最終のページのように変更するものでございます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

#### 議案第11号

##### 町道路線の変更について

町道路線を別紙のとおり変更することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により議会の議決を求める。

平成28年12月5日提出

安堵町長 西本 安博

産業建設課長（堀口善友） 続きまして、議案第12号でございますが、1ページめくっていただいて、廃止する路線でございます。

路線番号177、路線名岡崎23号線。これにつきましては、次のページを御覧ください。この岡崎23号線を廃止するものとする、議案書でございます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

#### 議案第12号

##### 町道路線の廃止について

町道路線を別紙のとおり廃止したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により議会の議決を求める。

平成28年12月5日提出

安堵町長 西本 安博

産業建設課長（堀口善友） 以上でございます。よろしくお願いいたします。

（堀口産業建設課長 降壇）

議長（森田 瞳） この3議案の件について、議長から申し上げます。

関連いたします3議案につきましては、本件につきましては、あくまでも予想される認定、変更、廃止の案件でございます。理事者側におかれましては、以後安易なる変更等が生じぬよう、申し入れ者に対しまして、所定の確約書等の提出を求められ、間違いなき措置を講じられたいと思います。

そのような確約、確認書を提出していただいておりますか。

産業建設課長（堀口善友） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、どうぞ。

産業建設課長（堀口善友） 手元に、確約書はございます。

議長（森田 瞳） わかりました。手続きは完了されておるようでございますので、採決に移ります。

議案第10号、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することについて賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） 起立全員です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決することに、決定いたしました。  
お座り下さい。

議長（森田 瞳） 次に、議案第11号の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） 起立全員です。お座り下さい。

よって、議案第11号は原案のとおり可決することに、決定いたしました。

議長（森田 瞳） 次に、議案第12号の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) なしと認めます。

これより議案第12号、町道路線の廃止についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり可決することについて賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立全員です。お座り下さい。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

ただいま、11時20分です。11時30分まで休憩いたします。

-----  
休 憩 (午前11時20分)

再 開 (午前11時30分)  
-----

議長(森田 瞳) 休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第17 議案第13号「奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合同規約の変更について」を議題とします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

総務課長(近藤善敬) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい、近藤総務課長。

(近藤総務課長 登壇)

総務課長（近藤善敬） それでは、議案第13号「奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合同約の変更について」御説明申し上げます。

奈良県市町村総合事務組合の組織団体であります、西和衛生試験センター組合が、平成29年3月31日をもって解散することに伴い、地方自治法第286条第1項の規定により、平成29年4月1日から奈良県市町村総合事務組合同約から、西和衛生試験センター組合を削除する規約の変更について、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案書後ろ、新旧対照表1ページ、2ページを御覧ください。別表第1、別表第2から西和衛生試験センター組合を削るものでございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

#### 議案第13号

奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合同約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、奈良県市町村総合事務組合から西和衛生試験センター組合を脱退させることとし、平成29年4月1日から奈良県市町村総合事務組合同約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成28年12月5日提出

安堵町長 西本 安博

総務課長（近藤善敬） なお、本文につきましては先ほどの説明と重複しますので、割愛いたします。御審議いただきまして、御可決いただきますよう、よろしく願いいたします。

（近藤総務課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) なしと認めます。

これより議案第13号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり可決することについて賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立全員です。お座り下さい。

よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決定しました。

---

議長(森田 瞳) 続いて、日程第18 議案第14号「奈良広域水質検査センター組合への加入について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課長(石橋史生) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい、石橋上下水道課長。

(石橋上下水道課長 登壇)

上下水道課長(石橋史生) 上下水道課、石橋でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議案第14号「奈良広域水質検査センター組合への加入について」御説明させていただきます。

本件につきましては、西和衛生試験センター組合が平成29年3月31日付けをもって解

散することに伴い、新たに4月1日より、奈良広域水質検査センター組合へ加入することについて、議会の議決を求めるものでございます。

奈良広域水質検査センター組合は、奈良県水道局御所浄水場内にあり、現在、西和7町及び奈良市を除いた31市町村から構成されております。

運営の経費といたしまして、加入市町村からの負担金及び検査手数料等などにより、運営をされております。

西和衛生試験センター組合解散後も、水道水質検査業務を適正に実施できる体制を整えるため、今回、西和7町で協議を行った結果、7町揃って加入しようとするものでございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

#### 議案第14号

##### 奈良広域水質検査センター組合への加入について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定に基づき、平成29年4月1日から別紙規約により奈良県広域水質検査センター組合に加入することについて同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成28年12月5日提出

安堵町長 西本 安博

上下水道課長(石橋史生) 以上でございます。御審議、御可決のほど、どうぞよろしく願いいたします。

(石橋上下水道課長 降壇)

議長(森田 瞳) これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) なしと認めます。

これより議案第14号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立全員です。お座り下さい。

議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

議長(森田 瞳) 続いて、日程第19 議案第15号「平成28年度安堵町一般会計補正予算(補正第8号)について」を議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長(富井文枝) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい、富井総合政策課長。

(富井総合政策課長 登壇)

総合政策課長(富井文枝) 総合政策課、富井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第15号「平成28年度安堵町一般会計補正予算(補正第8号)について」御説明させていただきます。

本補正につきましては、歳入歳出それぞれ、6千290万7千円を追加し、歳入歳出総額を32億3千99万6千円といたします。

今回の補正理由につきましては、歳出について、一つ目といたしましては、介護保険制度



改正に伴うシステム改修に要する経費の一部を、介護保険特別会計へ繰り出すものでございます。

二つ目といたしましては、平成26年4月よりの消費税増税に伴う低所得者への負担の影響を緩和する目的の、臨時福祉給付金が平成29年度も実施されることに伴い、かかる事務的経費及び給付金の増額補正で、100%国庫補償の繰越事業でございます。

三つ目といたしましては、平成27年度臨時福祉給付金事業費の精算に伴い返還が生じたので、かかる経費のための増額補正でございます。

四つ目といたしましては、地方創生加速化交付金を活用した、一時預かり保育及び子育て広場等の事業実施に伴い、利用者及び周辺住民の安全を確保するための、保育園駐車場整備費用の増額補正でございます。

五つ目といたしましては、公営住宅の階を渡る水漏れ等維持管理費に不足が生じたので、かかる経費を補正するものでございます。

六つ目といたしまして、人事院勧告による給与改定に伴う増額補正、並びに人事異動に伴う各款の人件費にかかる予算余剰及び不足分の財源更正でございます。

それでは詳細を補正予算書により、御説明させていただきます。

補正予算書の9ページをお開きください。

歳出についてでございます。款1議会費、項1議会費、目1議会費につきまして、人件費といたしまして52万6千円の増額補正でございます。

次に、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費におきまして、人件費として、マイナス599万円の減額補正でございます。

次に、款3民生費、項1社会福祉費、目6医療対策費におきまして、人件費として440万円の増額補正でございます。

次に、補正予算書の10ページをお開きください。

同款、同項、目8介護保険事業費におきまして、介護保険特別会計への繰り出し金として37万8千円の増額補正でございます。

同款、同項、目16臨時福祉給付金におきまして、消費税増税に伴う低所得者への負担を緩和する目的の臨時給付金2千700万円及び事務的経費として、合わせて3千9万6千円の増額補正でございます。

次に、平成27年度事業の精査に伴う償還金としまして、270万6千円の増額補正でございます。

続きまして、同款、項2児童福祉費、目3保育園費におきまして、人件費として256万7千円の増額補正。次に、保育園駐車場整備費用としまして、工事請負費639万1千円の増額補正でございます。

続きまして、補正予算書11ページをお願いいたします。同款、項3人権対策費、目1人権行政対策費におきまして、人件費といたしまして、マイナス375万円の減額補正でございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費におきまして、人件費といたしまして280万円の増額補正。同款、項2清掃費、目1塵芥処理費におきまして、人件費として85万円の増額補正でございます。

款5農林水産業費、項1農業費、目2農業総務費におきまして、人件費として836万2千円の増額補正でございます。

次に、補正予算書12ページをお開きください。

款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費におきまして、人件費として49万円の増額。

同款、項3都市計画費、目2下水道費におきまして、水道事業特別会計への繰り出し金として、22万5千円の増額補正。

同款、項4住宅費、目1住宅管理費におきまして、住宅改修工事費として432万円の増額補正。

同款、同項、目3地域改善対策事業費におきまして、人件費として22万円の増額補正でございます。

款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費におきまして、人件費として1千497万8千円の増額補正。

続きまして、13ページをお願いいたします。

同款、項5社会福祉費、目3歴史民俗資料館運営費におきまして、人件費として37万円の増額補正。

同款、項6保健体育費、目1保健体育総務費におきまして、人件費としてマイナス703万2千円の減額補正でございます。

次に8ページをお開きください。

歳入についてでございます。

款13国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金におきまして、臨時福祉給付金として3千9万6千円の増額補正でございます。

続きまして、款17繰越金、項1繰越金、目1繰越金におきまして、繰越金として3千281万1千円の増額で、歳出の不足を補う調整のための増額補正でございます。

続きまして、5ページお開きください。

第2表、繰越明許費でございます。

臨時福祉給付金事業の3千9万6千円につきまして、事業完了が翌年度となるため、次年

度に予算を繰越いたします。

それでは議案書を朗読いたします。

#### 議案第15号

平成28年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、平成28年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）を別紙のとおり提出する。

平成28年12月5日提出

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 続きまして、補正予算書1ページをお願いいたします。

#### 議案第15号

平成28年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）

平成28年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ62,907千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,230,996千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第二表 繰越明許費」による。

平成28年12月5日提出

生駒郡安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 補正予算書 2 ページをお願いいたします。

第一表歳入歳出予算補正。歳入の部。

款 1 3 国庫支出金、項 1 国庫負担金、補正前の額 157,424 千円、補正額 30,096 千円、計 187,520 千円。

款 1 7 繰越金、項 1 繰越金、補正前の額 126,154 千円、補正額 32,811 千円、計 158,965 千円。

歳入合計、補正前の額 3,168,089 千円、補正額 62,907 千円、計 3,230,996 千円。

続きまして、3 ページをお願いいたします。

歳出の部。

款 1 議会費、項 1 議会費、補正前の額 69,285 千円、補正額 526 千円、計 69,811 千円。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、補正前の額 505,840 千円、補正額△5,990 千円、計 499,850 千円。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、補正前の額 562,147 千円、補正額 37,580 千円、計 599,727 千円。

同款、項 2 児童福祉費、補正前の額 326,630 千円、補正額 8,958 千円、計 335,588 千円。

同款、項 3 人権対策費、補正前の額 61,993 千円、補正額△3,750 千円、計 58,243 千円。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、補正前の額 86,869 千円、補正額 2,800 千円、計 89,669 千円。

同款、項 2 清掃費、補正前の額 280,033 千円、補正額 850 千円、計 280,883 千円。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費、補正前の額 59,929 千円、補正額 8,362 千円、計 68,291 千円。

款 7 土木費、項 1 土木管理費、補正前の額 32,293 千円、補正額 490 千円、計 32,783 千円。

同款、項 3 都市計画費、補正前の額 132,157 千円、補正額 225 千円、計 132,382 千円。

同款、項 4 住宅費、補正前の額 58,455 千円、補正額 4,540 千円、計 62,995 千円。

款 9 教育費、項 1 教育総務費、補正前の額 69,907 千円、補正額 14,978 千円、計 84,885 千円。

同款、項 5 社会教育費、補正前の額 49,575 千円、補正額 370 千円、計 49,945 千円。

同款、項 6 保健体育費、補正前の額 38,583 千円、補正額△7,032 千円、計 31,551 千円。

歳出合計、補正前の額 3,168,089 千円、補正額 62,907 千円、計 3,230,996 千円。

総合政策課長（富井文枝） 次のページ以降の第 2 表繰越明許費並びに事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。以上でございます。御審議、御可決のほどよろしくをお願いいたします。

(富井総合政策課長 降壇)

議長(森田 瞳) これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。  
これより議案第15号を採決します。  
この採決は、起立によって行います。  
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立全員です。お座り下さい。  
よって議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

議長(森田 瞳) 日程第20 議案第16号「平成28年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算  
(補正第3号)について」を議題とします。  
本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長(堀川雅央) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい、堀川住民課長。

(堀川住民課長 登壇)

住民課長（堀川雅央） 失礼します。それでは、議案第16号「平成28年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第3号）について」説明させていただきます。

本補正につきましては、がん治療等にかかる外来、入院及び調剤の報酬負担額の増加による一般被保険者療養給付費の資質が大幅増加したこと、高額医療にかかる受診件数の増加による一般被保険者高額療養費の支出の大幅増加によるもの、県全体としても同様でありますので、国保連合会で実施しています高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業についても大幅に増額となりましたので、各市町村の負担額も増額となります。当町の高額医療費共同事業拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金の支出が大幅に増加したこと、これらによりまして、当初予算調整時の予想を大幅に増加いたしましたので、それぞれ予算に不足が生じたので、総額といたしまして、8千208万9千円を増額するものでございます。

それでは、詳細につきまして補正予算書により説明させていただきます。

補正予算書、最後のページ、8ページをお願いいたします。

歳出の部、款2保険給付費、項1療養給付費、目1一般被保険者療養給付費で5千万円の増額。

同款、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費で2千万円の増額。

款7共同事業拠出金、項1共同事業拠出金、目1高額医療費拠出金で568万2千円。

同款、同項、目2保険財政共同安定化事業拠出金で640万7千円の増額で、総額8千208万9千円の増額補正でございます。

これらは、がん治療等にかかる外来、入院及び調剤の報酬負担額の増加によるものと考えています。

この財源といたしまして、2ページ戻っていただきまして、6ページをお願いいたします。

収入の部、款2国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金で、2千240万円の増額。

同款、同項、目2高額医療費共同事業負担金で142万円の増額。

同款、項2国庫補助金、目1財政調整交付金で360万円の増額。

款5県支出金、項1高額医療費共同事業負担金で142万円の増額。

同款、項2県補助金、目1財政調整交付金で630万円の増額。

残り4千424万9千円を、次のページ、7ページの款8諸収入、項1雑入、目1歳入欠陥補てん収入をもって、充てさせていただきました。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第16号

平成28年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、平成28年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第3号）を別紙のとおり提出する。

平成28年12月5日提出

安堵町長 西本 安博

住民課長（堀川雅央） 議案書1ページをお願いいたします。あ、補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第16号

平成28年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第3号）

平成28年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ82,089千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,240,251千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年12月5日

生駒郡安堵町長 西本 安博

住民課長（堀川雅央） 次の2ページをお願いいたします。

第一表歳入歳出予算補正。

歳入の部。款2国庫支出金、項1国庫負担金、補正前の額174,624千円、補正額23,820千円、計198,444千円。

同款、項2国庫補助金、補正前の額73,455千円、補正額6,300千円、計79,755千円。  
款5県支出金、項1県負担金、補正前の額5,681千円、補正額1,420千円、計7,101千円。  
同款、項2県補助金、補正前の額57,830千円、補正額6,300千円、計64,130千円。  
款8諸収入、項1雑入、補正前の額124,691千円、補正額44,249千円、計168,940千円。  
歳入合計、補正前の額1,158,162千円、補正額82,089千円、計1,240,251千円。  
次の3ページをお願いいたします。

歳出の部。款2保険給付費、項1療養諸費、補正前の額603,400千円、補正額50,000千円、計653,400千円。

同款、項2高額療養費、補正前の額78,100千円、補正額20,000千円、計98,100千円。  
款7共同事業拠出金、項1共同事業拠出金、補正前の額213,551千円、補正額12,089千円、計225,640千円。

歳出合計、補正前の額1,158,162千円、補正額82,089千円、計1,240,251千円。

住民課長（堀川雅央） 次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。以上でございます。御審議、御可決のほどよろしく願いいたします。

（堀川住民課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。



(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） 全員起立です。お座り下さい。

議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

議長（森田 瞳） 続きます。日程第21 議案第17号「平成28年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）について」を議題といたします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

上下水道課長（石橋史生） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、石橋上下水道課長。

(石橋上下水道課長 登壇)

上下水道課長（石橋史生） よろしくお願いたします。

それでは、議案第17号「平成28年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）について」御説明させていただきます。

本補正につきましては、平成28年8月に人事院より勧告されました給与改定等により、影響が生じます人件費について増額補正するものでございます。併せて、その財源となる一般会計繰入金についても増額補正するものでございます。

それでは詳細のつきまして、補正予算書により御説明させていただきます。

補正予算書の7ページをお願いいたします。

歳出、款1下水道事業費、項1下水道費、目1下水道総務費におきまして、退職手当組合負担金として5千円の増額補正でございます。

同款、項2下水道建設費、目1公共下水道事業費におきまして、給料及び職員手当として22万円の増額補正でございます。

この財源といたしまして、1ページ戻っていただきまして、6ページをお願いいたします。

歳入、款4繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金におきまして、22万5千円の増額補正でございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第17号

平成28年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、平成28年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）を別紙のとおり提出する。

平成28年12月5日提出

安堵町長 西本 安博

上下水道課長（石橋史生） 続きまして、補正予算書の1ページをお願いいたします。

議案第17号

平成28年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）について

平成28年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ225千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ273,625千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年12月5日提出

生駒郡安堵町長 西本 安博

上下水道課長（石橋史生） 2ページをお願いいたします。

議長（森田 瞳） 石橋課長。

上下水道課長（石橋史生） はい。

議長（森田 瞳） 人事院勧告等の改正でございますので、以下は結構でございます。

上下水道課長（石橋史生） 以上、御審議、御可決のほどよろしくお願いいたします。

（石橋上下水道課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 全員です。お座り下さい。

よって議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

議長（森田 瞳） 続きます。日程第22 議案第18号「平成28年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第3号）について」を議題といたします。

本案について、提案理由を求めます。

健康福祉課長（磯部あさみ） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、磯部健康福祉課長。

（磯部健康福祉課長 登壇）

健康福祉課長（磯部あさみ） 健康福祉課、磯部でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、議案第18号「平成28年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第3号）について」を、御説明させていただきます。

内容といたしまして、介護保険制度改正に伴い、介護保険料の算定や特定入所者生活介護サービス等費の申請時などにおける、合計所得金額の指標が見直しをされることにより、平成28年度中に介護保険電算システムの改修が必要となります。

そこで歳入歳出それぞれ、75万6千円を増額いたしまして、歳入歳出総額は、6億6千851万3千円となります。

それでは補正予算書の7ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費で、電算システム改修委託75万6千円を増額でございます。

この財源といたしまして、6ページ、歳入でございます。

款2国庫支出金、項2国庫補助金、目4介護保険事業補助金、37万8千円と、款5繰入金、項1一般会計繰入金、目4その他繰入金、37万8千円でございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

#### 議案第18号

平成28年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、平成28年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第3号）を別紙のとおり提出する。

平成28年12月5日提出

安堵町長 西本 安博

健康福祉課長（磯部あさみ） それでは、補正予算書1ページお願いいたします。

議案第18号

平成28年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第3号）

平成28年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ756千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ668,513千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年12月5日提出

生駒郡安堵町長 西本 安博

健康福祉課長（磯部あさみ） それでは、2ページお願いいたします。

第一表歳入歳出予算補正。

歳入。款2国庫支出金、項2国庫補助金、補正前の額30,850千円、補正額378千円、計31,228千円。

款5繰入金、項1一般会計繰入金、補正前の額94,418千円、補正額378千円、計94,796千円。

歳入合計、補正前の額667,757千円、補正額756千円、計668,513千円。

続きまして、3ページ歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、補正前の額476千円、補正額756千円、計1,232千円。

歳出合計、補正前の額667,757千円、補正額756千円、計668,513千円。

健康福祉課長（磯部あさみ） 次ページからの事項別明細書につきましては、重複いたしますので割愛させていただきます。よろしく、御審議、御可決をお願い申し上げます。

（磯部健康福祉課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 全員です。お座り下さい。

議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

議長（森田 瞳） 続いて、日程第23「諸般の報告」です。

去る11月14日に、生駒郡選奨式が挙行されましたので、事務局より報告願います。

事務局長心得（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、富士事務局長心得。

事務局長心得（富士青美） 本年11月14日に、生駒郡各町優良議会議員・職員選奨式が挙行され、安堵町からは、田中幹男議員が表彰されましたので、ご披露いたします。田中議員は、10年以上、本町議員としてご尽力されたことに対し、特別表彰を受けられました。

おめでとうございます。以上です。

議長（森田 瞳） おめでとうございます。拍手をお願いします。

議長（森田 瞳） 理事者側から、何かございませんか。ないようでございます。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、12月16日、午前10時開会です。

本日は、これで散会いたします。お疲れでした。

-----  
散 会  
午後0時16分  
-----